第3章 市の各種制度について







1 自治会活動全般に関すること

(1) 自治会の相談窓口について





身近な相談窓口は、以下の部署になります。お気軽にご相談ください。

地区	問い合わせ先	電話番号	FAX番号
		e-mail アドレス	
豊岡	入間市役所 自治文化課	2964-1111 (内線 2141 • 2142)	2964-1720
		ir211000@city.iruma.lg.jp	
東金子	東金子支所	2964-0111	2964-0112
		ir213021@city.iruma.lg.jp	
金子	金子支所	2936-0111	2936-2702
		ir213022@city.iruma.lg.jp	
宮寺・ 二本木	宮寺支所	2934-2002	2934-6468
		ir213023@city.iruma.lg.jp	
藤沢	藤沢支所	2964-1278	2964-1280
		ir213024@city.iruma.lg.jp	
西武	西武支所	2932-1171	2932-1172
		ir213025@city.iruma.lg.jp	

(2) 自治会長・副自治会長が交代したとき

年度途中に正副自治会長の交代がありましたら、自治文化課へ「自治会役員異動報告書」をご提出ください。各地区の自治会は「支所」へご提出ください。

ただし、年度替わりの毎年3月にお願いしている「区・自治会役員報告書」の提出 時には、この報告書を提出していただければ結構です。

なお、認可地縁団体の場合は、告示事項の変更届の提出が必要になります。

担当:自治文化課 ☎2964-1111 (内線 2141・2142)

(3) 自治会報償金について

入間市自治会報償金は、自治会の組織を通じた入間市政への協力に対する謝礼として、入間市自治会報償金支給要綱に基づき、各自治会に支払いをしています。

① 自治会報償金の使途について

自治会報償金は、自治会の判断で次のようにご活用ください。

- ア 会長はじめ、各役員への報酬として支出できます。
- イ 市からの報償金と同額、減額、または増額して支出することもできます。
- ウ 役員報償金以外の支出項目で、その他の自治会活動を達成するために支出すること もできます。

なお、自治会報償金取扱要領等を定めるなど、透明性の確保に努めてください。

② 支払い先と会計処理について

自治会報償金は各自治会が指定する口座に振り込みます。公金である入間市予算の支出ですので、その受け入れも各自治会の会計収入として取り扱うよう明確にしてください。

③ 予算と決算について

各自治会の通常総会における予算と決算に、収入として自治会報償金を計上して ください。また、役員報償金を支出する場合は、支出の部にも計上をお願いします。

担当:自治文化課 2964-1111 (内線 2141・2142)

(4) 自治会活動保険加入費補助金について

① 自治会活動保険とは

自治会活動保険とは、区・自治会が自治会活動を運営していく中での賠償責任、 傷害、傷害見舞費用、費用損害が発生した場合の保険です。

- ◆ けがのみならず、賠償事故も補償されます。
- ◆ 自治会を契約者とする一括契約で、健康診断書等の提出も原則として不要なため、 契約手続きが簡単です。
- ◆ 加入世帯数に応じて団体割引(5~20%)が適用される場合があります。

② 加入方法ついて

直接任意の保険会社と相談し、加入してください。

※ 保険会社との相談の中で、どこまで保険が適用されるのか必ず確認してください。 催し物等の傷害保険とは違いますのでご注意ください。

③ 補助内容について

自治会活動保険契約額の1/2を補助(100円未満の端数は切り捨て)します。 補助金額が下記の補助限度額を超えた場合(世帯単価250円で加入した場合など)、限度額までの補助となります。

> 補助限度額 = (世帯数×164円+8,650円〔費用損害〕)÷2 ※100円未満の端数は切り捨て

※ 「費用損害」とは、事業を行うための準備にかかった経費の補償を行う「費用損害補償」に対する補助です。

たとえば、雨でお祭りが中止になり、注文しておいたお弁当のキャンセル料が発生 したときや、屋外映画会が荒天で中止になり、レンタルした上映装置のキャンセル料 を支払ったときなどです。

④ 補助金額の請求方法について

交付請求書に次のものを添付して、自治文化課へ提出してください。

- ア 領収書の写し
- イ 加入証書(保険証券)の写し (割引率や費用損害補償の状況等を確認する ため)

⑤ 保険の対象について

保険の対象となる活動や事業は、①総会資料(事業計画)②役員会等の資料・議事録等で確認できるものとなります。それ以外の活動等は、保険の対象とならない恐れがありますのでご注意ください。

なお、必要な資料等については、保険会社にご確認ください。

担当:自治文化課 ☎2964-1111(内線 2141・2142)

(5) 地域活動傷害見舞金制度について

① 目的について

地域活動中に負傷または死亡した方に対し、見舞金を支給することにより、地域活動の振興を図ることを目的とするものです。

② 支給範囲について

以下のいずれかに該当する活動(公務による場合は除く)に従事し、傷害を受け た方またはその遺族に対して支給されます。

- ア 市の依頼に基づき、区、自治会または衛生自治会が行う公共活動
- イ 市の依頼に基づく市民清掃デーによる清掃活動
- ウ 市、自主防災会等が計画した防災訓練活動
- 工 災害活動
- オ 市または入間市社会福祉協議会が依頼した業務
- カー以上のほか、これに準ずる活動と市長が認めたもの

③ 届出について

見舞金の支給を受けようとするときは、本人または同居の親族が、所定の届出書に医師の診断書(死亡した場合は、死亡診断書または検案書)またはその写しを添えて、傷害を受けた日から30日以内に市長(自治文化課)に届け出てください。

担当:自治文化課 ☎2964-1111(内線 2141・2142)



2 集会所の運営に関すること

(1) 集会所土地借上料補助金について

地域のコミュニティ活動の重要な拠点である集会所の用地を自治会が借上げている場合に、地代の補助をしています。

(令和2年4月現在 対象自治会は14の区・自治会です。)

担当:自治文化課 ☎2964-1111 (内線 2141・2142)

(2) 集会所等建設費(改修・新築)補助金について

市では、地域のコミュニティ活動の重要な拠点である集会所・公会堂等の新築や改築、改修に補助を行っています。(※50万円以上の工事が対象です。)

金額等の関係上、補助にあたり議会にはかる必要がありますので、検討をはじめる際には一度自治文化課へご連絡ください。

内容	補助金額	実施時期等
集会所等の新築	工事費の1/2以内 ただし県の補助対象となった場合は別途規定あり	相談を行った年度から 2 年後以降
集会所等の改修	工事費の1/2以内 (上限:500万円)	毎年度 4 月末までに 次年度の要望を提出
倉庫の新築・改修	工事費の1/2以内 (上限:100万円)	毎年度 4 月末までに 次年度の要望を提出

※ 要望にあたっては、自治会内での同意が必要です。

また、必ずしも補助対象となるわけではありません。

担当:自治文化課 2964-1111 (内線 2141・2142)

3 防犯に関すること

(1) 防犯灯の設置について

お住まいの自治会に新しく防犯灯を設置したい場合は、 区長・自治会長名で防犯灯設置申請書を交通防犯課に 提出してください。



LED防犯灯

(2) 防犯灯が不点灯の場合は・・・

防犯灯の LED 化に伴い、平成30年4月から、区・自治会から移管を受けた防犯灯については市が維持管理を行っています。

防犯灯の不点灯などの異常について、防犯パトロール時の発見や、地域の方から情報をいただいた場合は、交通防犯課へご連絡をお願いいたします。なお、ご連絡をいただく際には、管理プレートの番号を、不明な場合は所在地・電柱番号をお知らせください。

【管理プレート見本】





担当:交通防犯課 ☎2964-1111 (内線 3354)

4 防災に関すること

(1) 自主防災訓練の助成について

自主防災組織整備事業補助金

防災訓練を実施する自主防災会(自治会)に対して、 必要な資機材の購入や、防災訓練の実施に必要な経費に 充てていただくために補助金を交付しています。



担当:危機管理課 ☎2964-1111 (内線 3361~3363)



5 環境美化に関すること

(1) 市民清掃デーについて

市は、連合区長会と共催で、市民清掃デーを毎年6月の第1日曜日に実施しています。

市民清掃デーに参加いただいた世帯数に応じて、自治会に補助金を交付します。詳しくは、5月中旬に担当から自治会へ、郵送でお知らせします。

担当:総合クリーンセンター 2934-5546

(2) 資源再利用奨励補助金について

自治会、子ども会などによるリサイクルの推進を図るため、資源ごみの集団回収を 積極的に推進しています。

市内に住所を有する方で組織した営利を目的としない団体が、資源として再利用できる家庭のごみを回収した場合に補助金を交付します(要事前登録)。

担当:総合クリーンセンター 2934-5546

(3) ごみ集積所の設置・修理費補助金について

新規にごみ集積所を設置、または既存の集積所を修繕する場合、設置費用等の補助 金を交付しています。

担当:総合クリーンセンター 2934-5546



(4) 蜂防護服の貸出しについて

蜂の巣ができてしまったら・・・



市では、蜂の巣を駆除する際に安全に作業できるよう、駆除用の防護服を無料で貸出しています。市内の土地及び建物に巣が出来てしまった場合を対象とします。

- ◆ スズメバチの駆除の場合、特に攻撃性が高く危険なため、専門業者に依頼する ことをお勧めします。
- ◆ 高所等での作業の場合、危険を伴いますので、専門業者に依頼することをお勧めします。

(5)衛牛自治会について

年2回の空き缶拾いをはじめ、公共用地内にある樹木等の害虫駆除、飼い主のいない猫の去勢不妊手術に対する助成、ポイ捨て防止の啓発活動等を行い、地域の生活衛生の向上や環境美化に務め、住みよい環境及び保健衛生の推進を行うことを目的としています。

担当:環境課 ☎2964-1111 (内線 4224)

みんなできれいなまちにしよう

福祉の生活困りごと相談に関すること

(福祉困りごと何でも相談支援センター)

社会福祉協議会の福祉困りごと何でも相談支援センターでは、ご相談者の様々な生 活の悩みや困りごとを専門の相談員(地域福祉コーディネーター)が解決に向けてサ ポートします。内容に応じて行政、医療、保健、福祉などの関係機関や専門職におつ なぎしたり、相談に適した制度やサービスをご紹介します。

また、地域福祉コーディネーターは、支え合い活動についてのご相談もお受けいたし ます。秘密は守りますのでご安心ください。なお、相談は無料です。

- <相談例> ●どこに相談していいかわからない
 - ●利用できる窓口や制度を知りたい
 - ●ひきこもりの家族がいて今後の事が心配
 - ●近所で気になる人がいる
 - ●既存の制度や仕組みでは解決が難しい など



社会福祉法人入間市社会福祉協議会

担当:福祉困りごと何でも相談支援センター

☎2964-2788 (直通) FAX2966-8884

受付時間:午前8時30分~午後5時15分

(土日祝日・年末年始を除く)

7 敬老会に関すること

市と社会福祉協議会では、敬老会は高齢者が住み慣れた地域内で交流できる絶好の機会であると考え、実施している自治会等を支援しています。

- ◆ 敬老会の開催のための資料として、自治会ごとの対象者名簿(各年度末現在で 77歳以上の方)の提供をします。
- ◆ 敬老会会場として、市民会館・産業文化センター・農村環境改善センターの利用を希望される場合は、あらかじめご相談いただければ会場の予約手続きを行います。

担当:高齢者支援課 ☎2964-1111 (内線 1372)

入間市社会福祉協議会 2963-1014



8 高齢者の介護・福祉・医療に関すること

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な面から支援を行う総合相談機関です。

地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの専門職が おり、関係機関と連携して対応します。介護などで困ったり悩んだりしている場合は、 お気軽にご相談ください。

地域包括支援 センターの名称	所 在 地	電話	担当地域
豊岡東	豊岡一丁目 16-1 入間市役所内	2960-1050	豊岡、東町(五丁目 2 番の一部、六丁目 2・3 番除く)、向陽台、大字黒須
豊岡西	扇台六丁目 3-33 エクセル扇台	2960-5010	扇町屋、扇台、久保稲荷、 善蔵新田
豊岡北	黒須二丁目 3-13 黒須公民館となり	2901-2501	黒須、河原町、春日町、 宮前町、鍵山、高倉
東金子地区	大字小谷田 77-3 東金子公民館内	2960-6322	東金子地区
金子地区	大字中神 853-1 特別養護老人ホーム扇揚苑内	2935-0225	金子地区
宮寺·二本木地区	宮寺 2655-1 老人福祉センターやまゆり荘内	2935-0082	宮寺・二本木地区
藤沢	大字上藤沢 730-1 健康福祉センター内	2960-6307	上藤沢、下藤沢、 東町五丁目2番の一部、六丁 目2・3番
東藤沢	東藤沢五丁目 7-1 東藤沢公民館前	2901-7025	東藤沢
西武地区	大字野田 496 西 武 公 民 館 内	2931-3311	西武地区

担当:介護保険課 2964-1111 (内線 1341)

(2) 高齢者等見守りネットワーク 「元気でいるネ!ット」について

「元気でいるネ!ット」とは

入間市高齢者等見守りネットワーク「元気でいるネ!ット」は、地域のみなさんの日頃のさりげない見守り・声かけによって、高齢者・児童・障害者など(高齢者等)が、住み慣れた地域で安心して暮らせるためのしくみです。

見守る人、見守られる人を特定せず、地域の高齢者等をさりげなく見守ります。 これにより、高齢者の孤立防止、認知症の方とその家族への支援、高齢者や児童 等の虐待防止、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に地域全体 で取り組んでいきます。

どのように見守りを行うの?

地域のみなさんが、日常生活や仕事の中で、「ちょっとおかしいな」と感じたときには、地域包括支援センターや市などに連絡してください。地域包括支援センターや市では、状況を確認し、内容に応じて関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

- ◆ 郵便受けに新聞などが何日分かたまったままだけど、もしかして?
- ◆ 怪しい業者さんが出入りしている・・?
- ◆ このお年寄り、徘徊しているのでは?
- ◆ このお宅、何日も洗濯物が干しっぱなしになっているなぁ・・
- ◆ いつも子どもの泣き声が聞こえてくるけれども、もしかして?

みなさんも、ちょっとした異変に気づいたら、お気軽にご連絡ください。

担当:介護保険課 **☎**2964-1111 (内線 1341) 地域包括支援センター(詳しくは 45 ページ)



9 道路に関すること

(1)交通安全について

交通事故の危険から市民を守り、安心して日常生活が送れるようにするために、道路照明灯、道路反射鏡(カーブミラー)等交通安全施設の設置及び維持管理を行っています。

また、信号機の設置、横断歩道の設置・補修、速度規制、止まれ等の規制標識、スクールゾーン規制等の交通規制に関することは、狭山警察署を通じ、埼玉県公安委員会へ要望しています。

担当:交通防犯課 2964-1111 (内線3352・3355)

※ 道路照明灯、ガードレール等防護柵の維持管理等:道路管理課

(内線2311~2314)

交通ルールを



守ろうね

(2) 道路等の照明灯について

現在、市には数種類の道路の照明灯があります。種類によって管理者が異なりますので、ご注意ください。

① 防犯灯

防犯灯の LED 化に伴い、平成30年4月から、区・自治会から移管を受けた防犯灯については市が維持管理を行っています。設置の相談、防犯灯の不点灯等につきましては、交通防犯課までご連絡ください。(詳しくは39ページ)

担当:交通防犯課 ☎2964-1111 (内線 3354)

② 道路照明灯

LED照明灯で、緑色の管理プレートが付いています。

管理者は道路によって違うため、問い合わせ先等が異なります。

◆ 市道:道路管理課

◆ 県道および国道299、407、463号:飯能県土整備事務所

◆ 国道16号:大宮国道事務所 大宮出張所

道路照明灯

間違って道路照明灯が防犯灯設置 リストに記載されていた場合は、 交通防犯課(**2**2964-1111 内線 3354)までご連絡ください。





市道

市道、県道の一部は、道路管理課で維持管理しています。緑色のプレートが付いています。

- A一豊岡地区 B一東金子地区 C一金子地区
- D-宮寺地区 E-二本木地区 F-藤沢地区
- G一两武地区



県道、国道463、299 号(3ケタ国道)は、飯能 県土整備事務所が維持管理 をしています。

国道16号(2ケタ国道)は 大宮国道事務所大宮出張所 が維持管理をしています。



2ケタ国道

.

ア 設置の相談

市では、区長または自治会長からの申請により、道路照明灯を横断歩道付近、 交差点付近、見通しの悪い屈曲部付近等に設置しています。

道路照明灯の設置を希望される方は、お住まいの区長または自治会長にご相談ください。

イ 点灯していない場合、または、昼間に点灯している場合

道路照明灯には、市の管理用プレートを貼付しています。道路照明灯が点灯していない、または、昼間に点灯している道路照明灯を見かけた場合は、目印になる場所や管理用プレートに記載された番号を道路管理課までご連絡ください。

担当: 道路管理課 2964-1111(内線2311~2314)

飯能県土整備事務所 ☎042-974-2057大宮国道事務所 大宮出張所 ☎048-663-4935

③ 公園灯

公園敷地内に設置されている照明灯は、概ね都市計画課が管理していますが、 運動場や県営公園など、市内のいくつかの公園は、管理者が違うため、お問い合わ せ先等が異なります。これらについては、それぞれの管理者(所有者)にご相談く ださい。

担当:都市計画課 2964-1111 (内線3317)

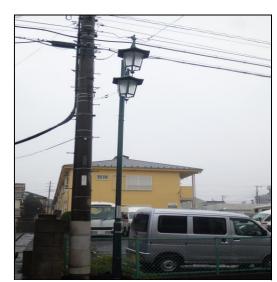
体育施設(運動公園・中央公園等):スポーツ推進課(内線4212)

県営彩の森入間公園管理事務所(指定管理者): ☎2960-1664

4 街路灯

商店街や商工会などが管理している「街路灯」、マンション等の施設の照明、大型店舗の駐車場灯などがあります。

これらについては、それぞれの管理者(所有者)にご相談ください。



商店街の街路灯 各商店や各地区の街路灯維持会が維 持管理しています。

(商工会☎2964-1212)



駐車場灯 各駐車場を管理している会社や 個人が維持管理しています。

(3) 道路反射鏡(カーブミラー) について

道路反射鏡(カーブミラー)は、区長または自治会長からの申請により、見通しの悪い交差点付近および屈曲部付近に設置しています。

道路反射鏡(カーブミラー)の設置を希望される方は、お住まいの区長または自治 会長にご相談ください。

道路反射鏡(カーブミラー)の角度が変わった等見えづらくなった場合には、管理 用シールに記載された番号と目印になる場所を交通防犯課までご連絡ください。

また、樹木等により道路反射鏡(カーブミラー)が見えづらい場合など、お住まいの区・自治会にご協力をいただくこともあります。

担当:交通防犯課 2964-1111 (内線 3352 • 3355)

(4) 道路の補修、陥没場所などの報告について

陥没した道路や壊れた側溝のふたなど、道路で危険な場所がありましたら、道路管 理課までご連絡ください。

また、市の水路の管理も行っています。

担当: 道路管理課 ☎2964-1111 (内線 2311~2314)



10 認可地縁団体について

認可地縁団体とは、一定の条件を満たして法人格を取得した自治会をいいます。

認可地縁団体になると、集会所や土地などの資産を団体名で不動産登記することができます。法人格がない(認可地縁団体ではない)場合には、代表者の個人名や役員の共有名義で資産を登記することになるため、相続が発生した際や名義を変更するときなどに訴訟に発展する場合があります。

その代わり、認可地縁団体で「代表者の交代」や「所在地の移転」、「規約の改正」 等の団体としての重要事項に変更があった場合は、市へ届出をする必要があります (市はこの届出を受けて変更内容を告示しています)。また毎年住民税の免除申請等 の手続きをする必要が出てきます。

事務の上での負担はありますが、自治会内での不動産トラブルを避けるため、市で は認可地縁団体になることを推奨しています。

令和2年4月現在、入間市内でも3つの自治会が認可地縁団体となっています。

- 金子地区 木蓮寺自治会
- ・宮寺・二本木地区 小ケ谷戸自治会
- ・宮寺・二本木地区 むさし藤沢台自治会
- ※ 不動産所有の目的が無い場合は制度の趣旨から外れるため、認可地縁団体となることはできません。

担当:自治文化課 ☎2964-1111(内線 2141・2142)

11 市民提案型協働事業について

この「市民提案型協働事業」は、福祉・教育・環境・観光・まちづくりなど複雑化・ 多様化する地域の課題や地域住民のニーズに対して、自治会や新しい公共の担い手で あるNPOや市民活動団体と市が互いに知恵を出しあい、協働で事業を行うことで、 地域の課題解決、市民サービスの向上を図り、市民が主役のまちづくりの推進と市民 ニーズに合った公共サービスの提供を目指すものです。

この事業にあたっては、団体が提案した事業に要する情報提供、情報発信、人的支援、経費に対して支援を行います。

◆募集する事業

〇自由提案事業

市民活動団体等が市と協働で実施したいテーマを自由に提案できます。

〇テーマ設定提案事業

市が設定するテーマの中から、市民活動団体等が関心のあるテーマを選択し、テーマに沿った事業を企画・提案できます。

担当:自治文化課 ☎2964-1111 (内線 2141・2142)



12 NPOの紹介窓口について

市内には90を超える特定非営利活動法人(NPO法人)や、専門的な技術や、特定の分野の活動に長けている熱意ある市民活動団体が数多くあります。

「NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間」では、自治会からの相談を受け、これらの団体を紹介し、コーディネートする取り組みを行っています。 まずはお気軽にお問い合わせください。

市内のNPOの活動例

- ◇ 河川などの環境保全
- ◇ 障害のある方の支援
- ◇ 自然体験
- ◇ 里山・森林の活用と保全
- ◇ 子育て支援・保育
- ◇ 釣りのマナー向上

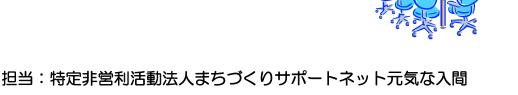
- ◇ スポーツを通じた健全育成
- ◇ 文化芸術
- ◇ 女性の自立支援
- ◇ 高齢の方への就労・生活支援
- ◇ 中高齢者の転倒防止
- ◇ 応急手当・救命講習
- ◇ ADHD(注意欠陥/多動性障害)を持つ方の支援

…など

◆市民活動センター

市民の営利を目的としない自主的な社会貢献活動を支援することを目的に、市民活動の拠点施設として設置されています。

ホームページ: http://www.machisapo.com/



☎2964-2511(入間市市民活動センター)

13 こんなことで困ったら

- (1) 電柱のことで相談したいとき
 - ① 東京電力で管理しているもの
 - ※ 電線が切れている場合などもこちらにご連絡ください。

担当:東京電力カスタマーセンター ☎0120-995-442

② NTT東日本で管理しているもの

担当: 2113 (固定電話から)

☎0120-444-113 (携帯電話等から)

③ 上記以外の所有者がいる場合

電柱の所有者が明確な場合は、その所有者にご連絡ください。

所有者がわからない場合は、その土地の所有者にご確認ください。

※ 原則として、1つの電柱に2つの標識がついている場合には、下の標識が所有者になります。

(2) 道路に犬や猫などの死体を発見したとき

平日(月~金曜日)

担当:総合クリーンセンター 22934-5546

土•日•祝日

日直が電話対応します。処理には、日数が必要な場合があります。

※ 飼い主が明らかなペットの場合は、飼い主にご相談ください。

市役所 ☎2964-1111(日直対応)



(3) 放置白転車を発見したとき

道路で放置自転車を発見された方は、盗難自転車である可能性がありますので、 まずは、お近くの交番か狭山警察署にご連絡ください。警察署員が状況を確認し、 放置自転車に警告書を添付します。盗難被害届がでている自転車は、警察より持ち 主へ返却されます。

盗難被害届が出ていない自転車は、一定期間後に交通防犯課へ連絡があり、撤去します。また、放置自転車整理区域内の道路上は、委託職員が随時巡回し、整理・撤去を行っています。

※ アパートやマンションの敷地内や駐車場等民地上に放置された自転車につき ましては、それぞれの管理者(所有者)で処分していただくことになります。

担当:交通防犯課 四2964-1111 (内線3352・3355)

狭山警察署(会計課) ☎2953-0110



(4) 空き家のことで相談したいとき

入間市空き家等対策計画に基づき、空き家等対策を実施しています。地域でお困り の空き家がある場合には、危機管理課までご相談ください。

担当:危機管理課 ☎2964-1111(内線 3364・3366)